

## 旭川市薪ストーブ導入促進事業補助金交付要綱

### (通 則)

第1条 旭川市薪ストーブ導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、旭川市補助金交付基準に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 補助金は、市内の個人又は事業者に対し、薪ストーブを導入する費用の一部を補助することにより、本市の豊富な森林資源のエネルギー活用の拡大を図ることにより地産地消を促進し、脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策を推進することを目的とする。

### (定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、旭川市の住民基本台帳に記録されている市民及び市内に居住する予定がある者

(2) 事業者 旭川市内で事業活動を行っている者

2 前項の事業者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 旭川市中小企業振興基本条例（平成23年条例第29号）第2条各号に規定する中小企業者及び組合等

(2) 社会福祉法（昭和27年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

(3) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人

(4) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

(5) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第47条に規定する管理組合法人

(6) 所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出を税務署長に提出している個人事業主

### (交付の対象)

第3条 市長は、第1条第2項の目的を達成するために行う事業（以下「補助事業」という。）を実施する個人及び事業者に対し、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業は、第10条第2項に規定する通知を受けた日以後に着手するものに限る。

3 補助対象経費は、薪ストーブの設置に係る請負工事費のうち、工事の対象となる当該機器代とする。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第2条に規定する者とし、次の各号に掲げる要件を満たしていることとする。

(1) 旭川市の市税を滞納していないこと。

(2) 自ら居住若しくは居住を予定している市内の住宅又は事業活動の実施若しくは実施を予定している市内の事業所（以下「建築物等」という。新築予定を含む。）に薪ストーブを設置する予定であること。

(3) 補助対象者が前号の建築物等の所有者でない場合又は共有者がいる場合は、全ての所有者又は共有者から薪ストーブの設置について承諾を得ていること。

(4) 薪ストーブを適正に管理できる者で、誓約書（様式第3号）に記載された事項を遵守できること。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱における補助金の交付対象としない。

(1) 旭川市暴力団排除条例（平成26年条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第7条第1項に規定する暴力団関係事業者。

(2) 補助金を法令又は公序良俗に反する行為に利用するおそれがあると認められる者。

### (交付の基準)

第5条 補助金交付の対象とする薪ストーブ（以下「補助対象設備」という。）の要件及び補助対象機器は、旭川市薪ストーブ導入促進事業補助金交付要領（以下「要領」という。）に定める。

2 交付する補助金の額は、第6条の規定により申請のあった補助対象経費に3分の1を乗じ、千円未満の端数を切り捨てた額とし、1万円以上20万円以内の額とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 交付申請書（様式第1号）
  - (2) 申請手続きのための確認事項（様式第2号）
  - (3) 誓約書（様式第3号）
  - (4) 補助事業に係る見積書又は補助事業に係る請負契約書の写し
  - (5) 補助対象設備の形状、規格、効率及び構造が確認できる書類
- 2 補助金の予算額及び交付申請の受付期間は、市長が別に定めるものとする。

（補助対象経費における利益等排除）

第7条 補助対象経費の中に申請者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に申請者の利益相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんに関わらず、利益等相当分の排除を行うものとする。

2 利益等排除の対象及び利益等排除の方法は、要領に定める。

（申請の制限）

第8条 交付申請は、一申請者につき同一場所、同一年度で1回、1設備とする。ただし、市長が別に定めるものを除く。

2 本要綱又は次の各号に規定する補助金要綱により交付を受けたことがある者は、同一の補助対象設備について申請することができない。

- (1) 旭川市太陽光発電設備等導入推進事業補助金交付要綱（平成27年4月30日制定）
  - (2) 旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金交付要綱（平成27年4月30日制定）
- 3 旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金交付要綱（平成27年4月30日制定）により交付申請した者は、同一年度の本要綱に規定する補助対象設備について申請することができない。

（交付予定者の決定）

第9条 市長は、第6条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請における補助申請額の合計が予算を超えない場合は、申請者全員を補助金の交付予定者（以下「交付予定者」という。）とし、予算を超える場合は、抽選により交付予定者を決定する。

2 市長は、前項に基づき決定した交付予定者に対し、審査対象者決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 第1項に基づき決定した交付予定者は、市長が別に定める期限までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 交付予定者の市税の納税証明書
- (2) 補助事業の工事内訳明細書
- (3) 補助事業の内容を示す図面
- (4) 補助対象設備設置予定場所の写真

（交付の決定）

第10条 市長は、交付予定者の第6条第1項及び第9条第3項の規定による申請書類の審査を行い、予算の範囲内において、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付を決定した者（以下「補助事業者」という。）に対し、交付

決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

- 3 市長は、前条第1項の交付予定者とならなかつた者及び前項の補助事業者以外の者に対し、不交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。
- 4 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときには、補助金を交付しないことを決定することができる。
  - (1) 虚偽の申請その他不正な行為があつたとき。
  - (2) この要綱に違反したとき。

（交付申請の取下げ）

- 第11条 申請者、交付予定者及び補助事業者は、交付申請を取り下げようとする場合は、速やかに交付申請取下げ届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による取下げを受理したときは、申請者及び交付予定者に対しては、不交付決定通知書（様式第6号）により、補助事業者に対しては、交付決定取消し通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助事業の内容の変更等）

- 第12条 交付予定者及び補助事業者が、補助事業の内容及び経費の配分を変更しようとするときは、変更交付申請書（様式第9号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号の全てに該当する軽微な変更については、軽微変更届（様式第10号）により届出するものとする。
  - (1) 当該変更に係る補助対象経費の増減額が、変更前の補助対象経費の額の15パーセントを超えず、かつ、補助金交付決定額に影響を与えないとき。
  - (2) 補助金の交付の目的の達成に影響を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。
- 2 市長は、交付予定者から、前項の規定による変更交付申請書を受理したときは、変更内容について、第10条に規定する交付の決定をするものとする。
- 3 市長は、補助事業者から、第1項の規定による変更交付申請書を受理したときは、変更内容を審査し、その結果を、交付決定通知書（変更）（様式第11号）又は不交付決定通知書（変更）（様式第12号）により、補助事業者に通知するものとする。
- 4 変更後の交付決定額は、変更前の交付決定額を上回ることはできない。

（完了報告）

- 第13条 補助事業者は、補助対象設備の設置工事が完了し、工事代金の支払が終了した日から起算して45日以内、かつ、市長が別に定める日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。
  - (1) 完了報告書（様式第13号）
  - (2) 新築の建築物等に補助対象設備を設置した補助事業者は、住民票の写し
  - (3) 工事代金の支払が確認できる書類の写し
  - (4) 工事内訳明細書
  - (5) 補助対象設備設置後の写真
  - (6) その他市長が必要と認める書類

（手続代行者）

- 第14条 申請者、交付予定者及び補助事業者は、第6条の交付申請、第9条第3項の書類の提出、第11条第1項の交付申請の取下げ、第12条の変更交付申請及び第13条の完了報告について、法令に反しない限りにおいて、第3条第2項の請負工事を実施する者に対して、これらの手続の代行を依頼（以下、これらの手続の代行を依頼された者を「手続代行者」という。）することができる。
- 2 手続代行者は、依頼された手続を誠意をもって実施するものとする。また本手続の代行を通じて得た個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。
- 3 申請者は、手続代行者に依頼した場合、市長に通知しなければならない。

4 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続を偽り、その他不正の手段により手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、同一年度内において、当該手続代行者に手続の代行を認めないものとする。

(検査)

第15条 市長は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は検査を実施できるものとする。

(補助金の確定通知)

第16条 市長は、第13条の規定により完了報告を受けたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、交付額確定通知書(様式第14号)により通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の通知により補助金の支払を受けようとするときは、請求書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

(適正管理義務)

第17条 補助事業者は、補助対象設備の適正な維持管理に努めなければならない。

(運転状況等の報告)

第18条 市長は、補助事業者に対して、補助対象設備の運転状況等について報告を求めることができる。

2 補助事業者は、市長から報告を求められた際は、補助対象設備の運転状況等について、市長に報告しなければならない。

3 市長は、前項の運転状況等の内容を公表することができる。

(処分の制限)

第19条 補助事業者は、補助対象設備を取得した日から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する間、承認を受けず、又は補助金交付の目的に反して、取外し、譲渡、交換及び貸付担保に供して使用してはならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第20条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請やその他の不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金をその用途以外の目的に使用したとき。

(3) 前条の規定による処分の制限を、正当な理由なしに遵守しなかったとき。

(4) 天災その他特別な事情により補助事業の全部若しくは一部を遂行することができなくなったとき、又はその必要がなくなったとき。

(5) その他、この要綱の規定に違反したと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、補助事業者に対し、交付決定取消し通知書(様式第16号)により通知するものとする。

3 第1項の規定については、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第21条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助事業者にその返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第22条 補助事業者は、第20条第1項の規定による取消しにより、補助金等の返還を命ぜられたときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に準じて、市長に返還すべき補助金、加算金及び延滞金を納付しなければならない。

（確定申告による消費税仕入控除税額）

第23条 補助事業者が消費税の納税義務者で、完了報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額の減額をした場合には、消費税等仕入控除税額報告書（様式第16号）によりその金額を速やかに市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

（関係書類の整備）

第24条 補助事業者は、補助事業に係る書類を備え、補助事業完了日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第25条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和2年4月1日制定）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

受付番号

### 旭川市薪ストーブ導入促進事業補助金 交付申請書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

受付印

<b>申請者 (区分 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 事業者)</b>	
〒 -	
住所	
フリガナ	電話
氏名	

旭川市薪ストーブ導入促進事業補助金交付要綱の規定により、次のとおり申請します。

<b>補助事業の場所</b>	住所 旭川市				
	名称 (申請内容が個人住宅等の場合は申請者の氏名を記載)				
	建築物等の状況 ( <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存 )				
<b>補助対象設備</b>					
<b>薪ストーブ</b>	補助対象機器	製造者名/型式・仕様	単価 (税抜)	数量	補助対象経費 (税抜)
	薪ストーブ		円		円
	排煙筒及び支持部材等		円		円
					計 円
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(補助対象経費) 円</div> <div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">×</div> <div style="font-size: 1.5em;">1/3 (補助率) ≤ 20万円 (補助上限額) =</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(補助申請額) 円</div> </div>					
<b>補助事業の実施予定日</b>					
着手予定日 年 月 日			完了予定日 年 月 日		

## 建築物等の所有状況

申請者以外に補助対象設備を設置する建築物の所有者又は共有者がいない。  はい  いいえ

### 旭川市薪ストーブ導入促進事業補助金 承諾書

旭川市薪ストーブ導入促進事業補助金の交付申請において、補助対象設備の設置を予定している建築物は、私の所有であるため、申請者に対して法定耐用年数内における善良な管理義務を果たすことを条件に、当該建築物に補助対象設備を設置することを承諾します。

年 月 日

(承諾者)

〒

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

申請者との関係

(申請者から見た関係を記入) \_\_\_\_\_

ほかの所有者の状況 申請者と承諾者のほかに所有者又は共有者はいない。

はい  いいえ

【申請手続代行】 私（申請者）は、次の者に申請手続の代行を依頼します。

住 所 〒 \_\_\_\_\_

商号(名称) \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

様式第2号（第6条関係）

申請手続のための確認事項（共通）

確認項目（確認欄に、✓してください。該当しない項目は斜線を引いてください。）	確認欄
申請者は、旭川市民又は旭川市内の事業者である。 (完了報告時に、旭川市民又は旭川市の事業者になる予定を含む。)	<input type="checkbox"/> はい
申請者が自ら居住若しくは居住を予定している市内の住宅又は事業活動の実施若しくは実施を予定している市内の事業所に補助対象設備を設置する。	<input type="checkbox"/> はい
旭川市の市税を滞納していない。	<input type="checkbox"/> はい
申請者及び手続代行者は、旭川市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第7条第1項に規定する暴力団関係事業者に該当しない。	<input type="checkbox"/> はい
補助対象設備の請負工事を実施する者は、市内に居住する個人事業主又は、市内に本店、支店又は営業所等を有する事業者である。	<input type="checkbox"/> はい
今年度において、同一場所で1設備のみ、かつ1回の申請である。	<input type="checkbox"/> はい
過去に、次の補助金要綱により、薪ストーブの補助金交付を受けたことがない。 ・旭川市太陽光発電設備等導入推進事業補助金交付要綱 ・旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金交付要綱	<input type="checkbox"/> はい
今年度、旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金の申請をしていない。	<input type="checkbox"/> はい
補助対象設備の運転状況等について市長に報告し、市長が運転状況等を公表することに同意する。	<input type="checkbox"/> はい
補助対象設備を取得した日から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する間、市長の承認を受けず、又は補助金交付の目的に反して、使用（転用）し、取外し、譲渡し、交換し、貸付担保に供し及び取壊し又は廃棄しない。	<input type="checkbox"/> はい
申請者が、消費税の納税事業者である場合、交付申請、完了報告及び消費税の確定申告等において、補助金に係る消費税等仕入控除は行わない。 ※ 申請者が消費税の納税事業者でない場合は斜線を引いてください。	<input type="checkbox"/> はい
<p>&amp;%&amp;#a3*..&gt;' c&gt;* « ] w. « ° î È _ ° • 4 ! / ò “ 5 b % \$ x † ( _ # . 0 Ž K Z &gt; ~ &gt; * « ] w. « ° î È _ ° • 4 ! / ò “ 5 ° Ü 0 [ X I g « ] w. « ° î È _ ° • 4 ! / ò “ 5 ° Ü 0 [ 8 ° _ 0 ° 3 U I € S Æ _ X 8 Z 4 B ò M •</p>	<input type="checkbox"/> はい



様式第3号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）旭川市長

〒

住所

氏名

### 誓約書

私は旭川市薪ストーブ導入促進事業補助金交付申請を行うに当たり、次に掲げる事項について遵守することを誓約します。

- 1 旭川市薪ストーブ導入促進事業補助金により導入した薪ストーブを、適正に管理するとともに、効率的に利用します。
- 2 薪ストーブの利用に当たっては、薪の燃焼による煙の発生について、近隣住宅等の迷惑とならないよう配慮し、近隣住民等から苦情があった場合には、誠実に対応します。
- 3 火災予防に努めます。
- 4 燃料は薪のみを使用し、ゴミ等の廃棄物及び健康を害するおそれのあるものは、一切これを燃やしません。

様式第4号（第9条関係）

旭環第 号  
年 月 日

様

旭川市長

旭川市薪ストーブ導入促進事業補助金  
審査対象者決定通知書

年 月 日に申請のあった標記補助金について、交付予定者となりましたので通知します。

つきましては、補助金交付の可否を審査により決定しますので、次のとおり必要書類を提出してください。

1 提出書類

- (1) 交付予定者の市税の納税証明書
- (2) 補助事業の工事内訳明細書
- (3) 補助事業の内容を示す図面
- (4) 補助対象設備設置予定場所の写真

2 提出期限

年 月 日 ( )

3 注意事項

- (1) **現時点では、補助金の交付を決定していません。**
- (2) 補助事業の着手は、交付決定通知書（様式第5号）を受けた日以後でなければなりません。
- (3) 期限内に必要な書類が提出されない場合又は旭川市薪ストーブ導入促進事業補助金交付要綱に違反した場合は、補助金の交付はできません。

様

旭川市長

旭川市薪ストーブ導入促進事業補助金  
交付決定通知書

年 月 日に申請のあった標記補助金について、旭川市薪ストーブ導入促進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

1 補助対象経費及び交付決定額

補助対象経費	交付決定額
円	円

2 注意事項

- 補助事業者は、補助事業の内容及び経費の配分を変更しようとするときは、速やかに変更交付申請書（様式第9号）を市長に提出し、承認を受けなければなりません。ただし、次のア及びイの全てに該当する軽微な変更については、軽微変更届（様式第10号）により届け出てください。
  - 当該変更に係る補助対象経費の増減額が、変更前の補助対象経費の額の15パーセントを超えず、かつ、補助金交付決定額に影響を与えないとき。
  - 補助金の交付の目的の達成に影響を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。
- 補助事業者は、補助対象設備の設置工事が完了し、工事代金の支払が終了した日から起算して45日以内、かつ、市長が別に定める日までに、旭川市薪ストーブ導入促進事業補助金交付要綱第13条に掲げる完了報告書類を提出しなければなりません。
- 虚偽の申請その他不正な行為があった場合又は旭川市薪ストーブ導入促進事業補助金交付要綱に違反した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

様式第6号（第10条，第11条関係）

旭環指令第 号  
年 月 日

様

旭川市長

旭川市薪ストーブ導入促進事業補助金  
不交付決定通知書

年 月 日に申請のあった標記補助金について，審査の結果，不交付を決定しましたので次のとおり通知します。

1 不交付決定の理由

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

（宛先）旭川市長

〒

住所

氏名

電話

旭川市薪ストーブ導入促進事業補助金  
交付申請取下げ届

年 月 日に提出した標記補助金交付申請を取り下げたいので届け出ます。

（取下げの理由）

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

様式第8号（第11条関係）

旭環指令第 号  
年 月 日

様

旭川市長

旭川市薪ストーブ導入促進事業補助金  
交付決定取消し通知書

年 月 日に申請のあった標記補助金について、交付申請取下げ届を  
受理したことから、交付決定を取り消しましたので通知します。

（宛先）旭川市長

〒

住所

氏名

電話

旭川市薪ストーブ導入促進事業補助金  
変更交付申請書

年 月 日に提出した標記補助金交付申請書の内容を変更したいので次のとおり申請します。

1 変更事項

	変更前	変更後
指令番号 ※ 既に交付決定通知を受けている場合	年 月 日付け 旭環指令第 号	
補助対象設備の内容		
補助対象経費		
補助申請額		
完了予定日	年 月 日	年 月 日
その他（ ）		

【添付書類】 変更事項を確認できる書類を添付してください。

2 変更の理由等

.....

.....

.....

（宛先）旭川市長

〒

住所  
氏名  
電話

旭川市薪ストーブ導入促進事業補助金  
軽微変更届

年 月 日に提出した標記補助金交付申請書の内容の軽微な変更を次のとおり  
届け出ます。

1 変更事項

	変更前	変更後
指令番号 ※ 既に交付決定通知を受けている場合	年 月 日付け 旭環指令第 号	
補助対象設備の内容		
補助対象経費		
補助申請額		
完了予定日	年 月 日	年 月 日
その他（ ）		

【添付書類】 変更事項を確認できる書類を添付してください。



様

旭川市長

旭川市薪ストーブ導入促進事業補助金  
交付決定通知書 (変更)

年 月 日に変更申請のあった標記補助金について、旭川市薪ストーブ導入促進事業補助金交付要綱第 1 2 条第 3 項の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

1 変更事項

	変更前	変更後
指令番号	年 月 日付け 旭環指令第 号	年 月 日付け 旭環指令第 号
補助対象設備の変更内容		
補助対象経費	円	円
補助申請額	円	円
完了予定日	年 月 日	年 月 日
その他 ( )		
補助金交付決定額	円	円

3 注意事項

- (1) 補助事業者は、補助対象設備の設置工事が完了し、工事代金の支払が終了した日から起算して 4 5 日以内、かつ、市長が別に定める日までに、旭川市薪ストーブ導入促進事業補助金交付要綱第 1 3 条に掲げる完了報告書類を提出しなければなりません。
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為があった場合又は旭川市薪ストーブ導入促進事業補助金交付要綱に違反した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

様

旭川市長

旭川市薪ストーブ導入促進事業補助金  
不交付決定通知書（変更）

年 月 日に変更申請のあった標記補助金について、審査の結果、不交付を決定しましたので次のとおり通知します。

1 不交付決定の理由

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## 旭川市薪ストーブ導入促進事業補助金 完了報告書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

受付印	<b>補助事業者</b> （区分 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 事業者）	
	〒                      ー	
	住 所 (補助事業の場所)	
	フリガナ	電話
氏 名		

年 月 日付け旭環指令第 号で交付決定を受けた標記補助金について、  
工事が完了したので、次のとおり報告します。

<b>補助対象設備</b>	製造者（メーカー）： 型式：
<b>工事期間</b>	(着手日)                      年                      月                      日 (完了日)                      年                      月                      日
<b>工事代金支払日</b>	年                      月                      日
<b>補助金交付決定額</b>	円
<b>確認事項</b>	<input type="checkbox"/> 完了報告の提出日は、工事代金の支払いが終了した日から45日以内、かつ、 年 月 日以前である。 <input type="checkbox"/> 完了報告は、交付決定された内容（補助対象設備の製品名、型式等）と一致して いる。 <input type="checkbox"/> 次の書類を添付している。 <input type="checkbox"/> 住民票の写し（新築の建築物に補助対象設備を設置した場合） ※ 住民票発行日は、工事代金支払日（領収証発行日）以降の日付であること。 ※ 申請者区分が事業者の場合は提出不要。 <input type="checkbox"/> 請負契約書の写し（申請時に提出していない場合又は契約内容に変更があった 場合） ※ 補助事業の内容等に変更があった場合は、先に「変更交付申請」又は「軽微変 更届」の提出が必要。 <input type="checkbox"/> 工事代金の支払いが確認できる領収書等（コピー可） <input type="checkbox"/> 工事内訳明細書 <input type="checkbox"/> 完成写真 ・設置後の全体写真      ・規格、型番、製造年月日等を確認できる銘板等の写真 ・設置後の運転状況を確認できるモニター等の写真 ※ A4用紙に写真を2枚程度割り付け印刷して提出すること。 <input type="checkbox"/> 図面（申請時から変更があった場合） <input type="checkbox"/> 消費税等仕入控除税額報告書（申請者が事業者である場合）

様式第14号（第16条関係）

旭環第 号  
年 月 日

様

旭川市長

旭川市薪ストーブ導入促進事業補助金  
交付額確定通知書

年 月 日に提出のあった完了報告書を審査した結果、適正であると認められ、補助金の交付額を確定しましたので、次のとおり通知します。

1 補助金の交付確定額

補助金の交付確定額	円
-----------	---

2 注意事項

- 虚偽の申請その他不正行為などがあった場合又は旭川市薪ストーブ導入促進事業補助金交付要綱に違反した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取消し、補助金の返還を命ずることがあります。
- 補助対象設備を取得した日から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する間、承認を受けず、又は補助金交付の目的に反して、取外し、譲渡、交換及び貸付担保に供して使用することはできません。
- 補助事業者は、補助事業に係る書類を備え、補助事業完了日の属する年度の翌年度から5年間保存してください。

様式第15号（第16条関係）

年 月 日

（宛先）旭川市長

〒  
住所  
氏名  
電話

旭川市薪ストーブ導入促進事業補助金

請求書

標記補助金について、次のとおり請求します。

1 補助金請求額      ¥ \_\_\_\_\_ 円

2 補助金振込先

振込先金融機関	
	本店 ・ 支店
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人 (補助事業者)	

様式第16号（第20条関係）

旭環達第 号  
年 月 日

様

旭川市長

旭川市薪ストーブ導入促進事業補助金  
交付決定取消し通知書

年 月 日に申請のあった標記補助金について、次のとおり交付決定  
を取り消しましたので通知します。

1 交付決定取消しの理由

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

様式第17号（第23条関係）

年 月 日

（宛先）旭川市長

〒

住所  
商号名称  
代表者名  
電話

## 旭川市薪ストーブ導入促進事業補助金

### 消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け旭環指令第 号で交付決定通知を受けた標記補助金について、旭川市薪ストーブ導入促進事業補助金交付要綱第23条の規定により、次のとおり報告します。

① 補助金の確定額	円
② 補助金の確定時における 消費税等仕入控除税額	円
③ 消費税及び地方消費税の確定に伴う 補助金に係る消費税等仕入控除税額	円
④ 要補助金返還相当額（③－②）	円